三項第九号」と、「限り、経営承継期間の末日（経営承継期間内に第三項第九号に掲げる場合又は特定期間内に同表の第一号の上欄（同項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては」とあるのは「限り」と、「期間）において」とあるのは「期間）」とする。

二　新令第四十条の八の二第六十一項第一号の規定の適用については、同号中「法第七十条の七の二第三項第二号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七の二第三項第二号」と、「各売上判定事業年度（同条第三十一項第四号」とあるのは「売上判定事業年度（法第七十条の七の二第三十一項第四号」と、「）をいう。次号」とあるのは「）をいう。以下この項」と、「）の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内に終了する当該売上判定事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、前項に規定する割合。以下この号において「売上割合の平均値」という。）の」とあるのは「）の」と、「各雇用判定基準日」とあるのは「当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日」と、「（当該認定承継会社の最初の同条第一項」とあるのは「（当該認定承継会社の最初の法第七十条の七の二第一項」と、「）の合計を経営承継期間の末日において当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数で除して計算した割合（最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定承継会社の最初の同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数に対する経営承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合）が」とあるのは「）が」と、「以上で」とあるのは「最初の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後である場合には、特定売上割合（前項に規定する割合をいう。以下この号において同じ。）の次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該認定承継会社の最初の法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数に対する経営承継期間の末日における常時使用従業員の数の割合がそれぞれイからハまでに定める割合）以上で」と、同号イからハまでの規定中「売上割合の平均値」とあるのは「売上割合又は特定売上割合」とする。

7　前項の規定は、改正法附則第百十八条第二十五項第三号に掲げる者（平成二十五年改正法附則第八十六条第十二項の規定の適用を受けた者を除く。）に対する新法第七十条の七の四第三項において準用する新法第七十条の七の二第三項の規定及び新法第七十条の七の四第十六項において準用する新法第七十条の七の二第三十一項第二号から第四号までの規定並びに新令第四十条の八の四第二十五項において準用する新令第四十条の八の二第六十一項第一号の規定の適用について準用する。

8　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新令第四十条の八の六第二十二項第二号の規定の適用については、同号中「第七十条の六の六第一項」とあるのは、「第七十条の六の四第一項」とする。

9　施行日から附則第一条第十五号に定める日の前日までの間における新令第四十条の八の六第二十二項第三号の規定の適用については、同号中「第四十条の七第十六項第四号」とあるのは、「第四十条の七第十六項第三号」とする。

（輸出酒類販売場で行う免税販売手続等に関する経過措置）

**第四十五条**　新令第四十六条の八の二及び第四十六条の八の三の規定は、平成三十二年四月一日以後に、新令第四十六条の八の二第一項第一号に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、同条第二項第一号に規定する非居住者に対し、同条第一項に規定する免税酒類で輸出するため同条第二項各号に定める方法により購入されるものを販売するため、当該輸出酒類販売場から移出する当該免税酒類について適用し、同日前に旧令第四十六条の八の二第一項第一号に規定する輸出酒類販売場から移出する同項に規定する免税酒類については、なお従前の例による。

2　新令第四十六条の八の二第一項第一号に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が同条の規定により行うこととされる新法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けるための手続は、平成三十二年四月一日から平成三十三年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　旧令第四十六条の八の二第一項第一号に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、平成三十二年四月一日前においても、新令第四十六条の八の二第四項の規定の例により、同項の規定による届出を行うことができる。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

**第四十六条**　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「新法第四十一条の二十一第二項第一号」を「租税特別措置法第四十一条の二十一第四項第一号」に、「ある新法」を「ある同法」に、「新令第二十六条の三十第十四項」を「租税特別措置法施行令第二十六条の三十第十五項」に、「新法第四十一条の二十一第三項」を「同法第四十一条の二十一第五項」に改め、同条第二項中「継続して新法」を「継続して租税特別措置法」に、「新令第二十六条の三十第十四項」を「租税特別措置法施行令第二十六条の三十第十五項」に、「新法第四十一条の二十一第三項」を「同法第四十一条の二十一第五項」に改め、同条第三項中「以下この項において「他の投資組合契約」という。」を削り、「継続して新法」を「継続して租税特別措置法」に、「新令第二十六条の三十第十五項」を「租税特別措置法施行令第二十六条の三十第十六項」に、「新法第四十一条の二十一第三項」を「同法第四十一条の二十一第五項」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第三十二条第一項中「新法第四十一条の二十一第二項第一号」を「租税特別措置法第四十一条の二十一第四項第一号」に、「ある新法」を「ある同法」に、「おいて新法」を「おいて同法」に、「新令」を「租税特別措置法施行令」に、「新法第四十一条の二十一第三項」を「同法第四十一条の二十一第五項」に、「新法第四十一条の二十一第三項」を「同法第四十一条の二十一第五項」に改め、同条第二項中「ある新法」を「ある租税特別措置法」に、「継続して新法」を「継続して同法」に、「新令」を「租税特別措置法施行令」に、「新法第六十七条の十六第二項」を「同法第六十七条の十六第四項」に、「新法第四十一条の二十一第三項」を「同法第四十一条の二十一第五項」に改め、同条第三項中「ある新法」を「ある租税特別措置法」に改め、「（以下この項において「他の投資組合契約」という。）」を削り、「継続して新法」を「継続して同法」に、「新令」を「租税特別措置法施行令」に、「新法第六十七条の十六第四項」を「同法第六十七条の十六第六項」に、「すべて」を「全て」に改める。

**第四十七条**　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「新法第三十七条の九の五第一項」を「租税特別措置法第三十七条の九第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「第三十七条の九の五第一項」とあるのは、「第三十七条の九第一項」とする。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

**第四十八条**　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、租税特別措置法施行令第三十八条第六項の表第十六条第一項第一号の項の改正規定を削り、同表第二十三条第一項の項の改正規定中「「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

第一条のうち、租税特別措置法施行令第三十九条の九十六第七項の表第十六条第一項第一号の項の改正規定を削り、同表第二十三条第一項の項の改正規定中「「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削り、同表第二十九条第二項の項の改正規定及び同条第八項の改正規定を削る。

附則第一条第四号の二中「次に掲げる」を「第六条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）附則第十二条第二項の表の改正規定及び同令附則第十九条第二項の表の改正規定（同表第二十三条第一項の項中「、同法」を「うち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法人税法」に改める部分を除く。）並びに附則第四十一条の」に改め、同号イ及びロを削る。

附則第二十条及び第二十一条を次のように改める。

**第二十条及び第二十一条**　削除

附則第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

**第三十三条及び第三十四条**　削除